東京都の3Rの取組について

東京都環境局廃棄物対策部

東京都の廃棄物対策

■ 平成18年9月策定の「廃棄物処理計画」 をもとに、循環型社会への変革を目指して 具体的な施策を展開

計画の基本理念

基本理念:循環型社会への変革

【私たちが目指すべき持続可能な循環型社会】 廃棄物等の発生抑制・リユース・リサイクルが進み、 天然資源消費量と廃棄物排出量が抑制されている。

廃棄物の処理過程における環境リスクが最小化され、 安全、安心で住み良い生活環境が保たれている。

計画目標

平成22年度の最終処分量を160万トンに削減 する。(平成16年度対比35%減)

廃プラスチック類のリサイクルを促進し、 埋立処分量をゼロにする。

建設泥土の再生利用量を5割増加させる。

有害廃棄物の都内処理体制を確立する。

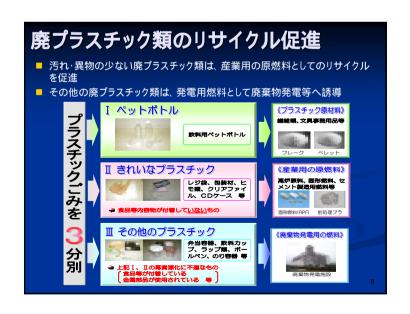
首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。

優良な産業廃棄物処理業者が 市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。





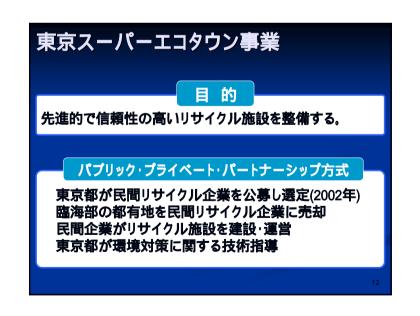




























希少金属等のリサイクル

- 電子機器類や二次電池(充電式電池)は、貴金属・ 希少金属を含有
 - ■貴金属・希少金属:金、銀、コバルト、パラジウム、 インジウム等
- 資源としてリサイクルすることで、輸入に頼る我が国 にとって貴重な資源に

	金	銀	銅	パラジウム
携帯電話1台当たり	0.028 g	0.189 g	13.71 g	0.014 g
携帯電話1トン当たり	280 g	2 kg	140 kg	140 g
参考:天然鉱石1トン 当たりの含有量	0.92 g	93 g	12 kg	1.81 g

平成20年11月 総務省会議資料(循環型社会白書(平成13年度)より作成)から引用

電子機器類リサイクルの現状・動向

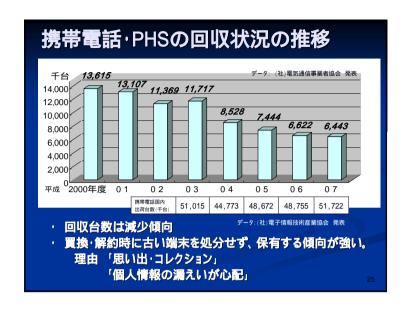
- 家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機) →家電リサイクル法の対象品目
- パソコン
 - →資源有効利用促進法の指定再資源化製品
- 充電式電池
 - →資源有効利用促進法の指定再資源化製品
- ■携帯電話·PHS、電池、充電器
 - →自主的に事業者が回収(モバイル・リサイクル・ネットワーク)

携帯電話の資源リサイクルの取組

<u>モバイル・リサイクル・ネットワーク</u>

- ■携帯電話通信事業会社や メーカーの区別なく、すべての 使用済みの端末(本体、電池、充電器)を 無償で回収
- 全国の全国約10,400店(平成20年3月末) の専売店で回収
- 回収した端末は、リサイクル事業者が、適正 にリサイクル処理

携帯電話の普及 携帯電話の加入者数の推移 10.272 者 9,000 7.594 页 6,000 5.114 3,000 13 14 15 16 年度末 総務省 平成19年度・20年度 情報通信白書をもとに作成 日本人口: 携帯電話とPHSを合わせた加入数 1億2,770万人 平成20(2008)年11月末 約1億1千万件 (2008.12.1推計)



東京都・事業者の連携による回収促進

希少金属等含有製品回収促進協議会

- 携帯電話等に含まれる資源リサイクルを促進する ため、行政・事業者との連携策を検討
- 携帯電話のリサイクルの仕組みを積極的にPRし、 回収量向上を図るため、

都内の大学や地下鉄等を回収拠点とした 携帯電話の回収実験を実施

実施期間 平成20(2008)10月~2か月間

都内20か所に回収箱を設置

【回収対象】携帯電話·PHSの端末本体、電池、充電器

回収結果

■端末本体の回収台数 1,522台

■充電器の回収量 527個相当

■電池の回収量 1,371個相当

意識調査結果

「携帯電話のリサイクルの仕組みを知らなかったが、今後はリサイクルに協力したい」という意識をもつ人が多い。

リサイクルの動機付けは「個人情報の漏えいに対する不安がないこと」 が最も多い。

発生抑制とリサイクルを推進して 循環型社会を築いていくために・・・

■都民

購入する段階からできるだけごみを出さない製品を選択するなどの行動

事業者

排出:廃プラスチック等の廃棄物減量の自主的取組 製造:環境に配慮した製品の開発や提供、回収・リサイク ルの取組

■東京都

民間事業者や区市町村との協働による新たな資源循環システムのコーディネート、広域的な仕組みづくり